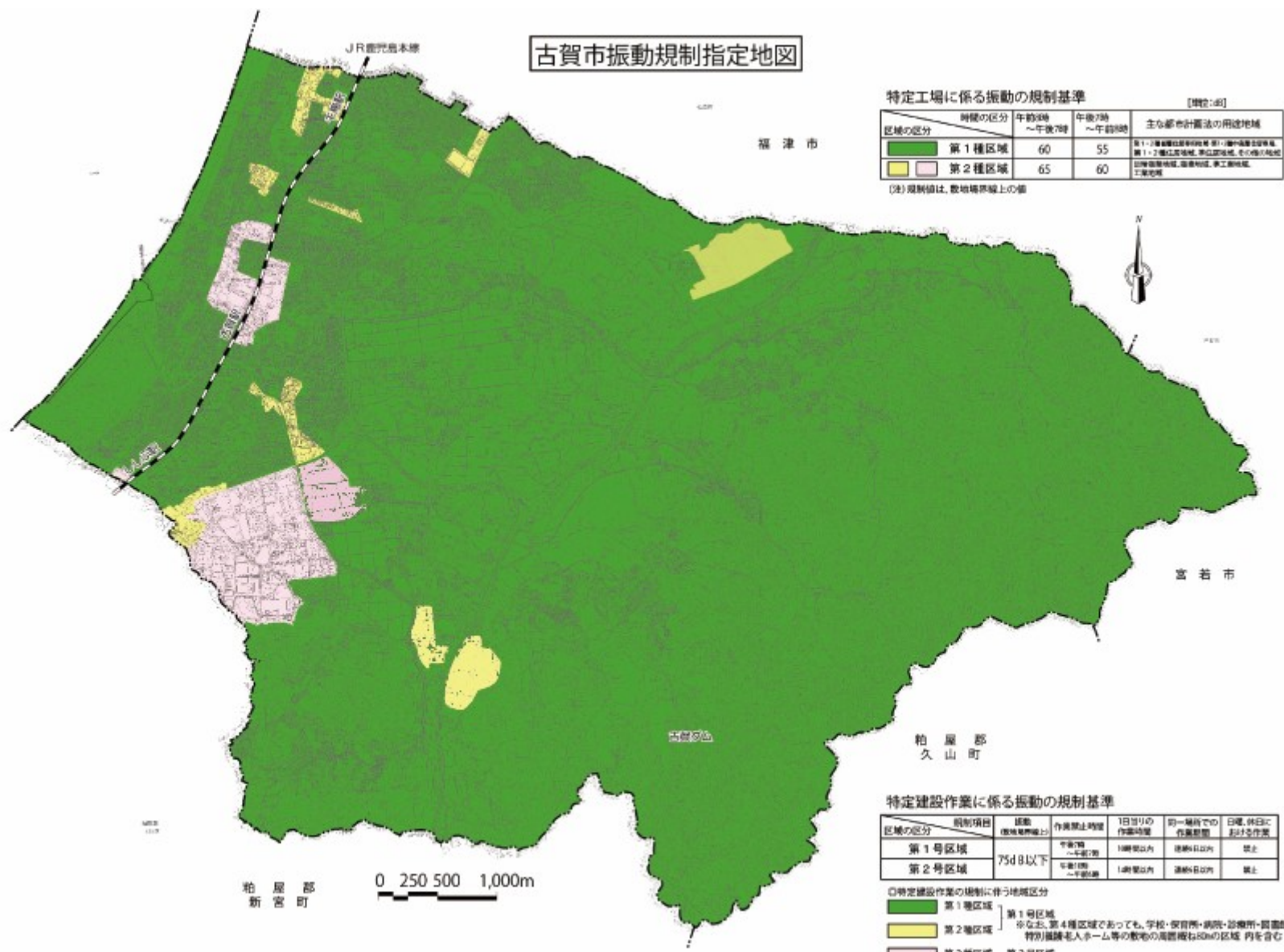


# 古賀市振動規制指定地図



特定工場に係る振動の規制基準 [単位:dB]

区域の区分	時間の区分		主な都市計画法の用途地域
	午前8時 ～午後7時	午後7時 ～午前8時	
第1種区域	60	55	第1-1種商業地区(駅前地区等)・第1-2種商業地区(駅前地区等)・第1-2種工業地区・第1-3種工業地区・その他(地区)
第2種区域	65	60	第2種商業地区・第2種工業地区・工業地区

(注) 規制値は、敷地境界線上の値

特定建設作業に係る振動の規制基準

区域の区分	規制項目 (敷地境界線上)	規制値	作業禁止時間		1日1回の	同一場所での	日曜、休日
			作業時間	作業回数	作業回数	作業回数	における作業
第1号区域		75dB以下	午前7時 ～午後7時	1回以内	1回以内	1回以内	禁止
第2号区域			午前7時 ～午後7時	1回以内	1回以内	1回以内	禁止

○特定建設作業の規制に付く地域区分  
 ■ 第1種区域  
 ■ 第2種区域  
 ※なお、第4種区域であっても、学校・保育園・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホーム等の敷地の周囲概ね80mの区域 内を含む  
 ■ 第2種区域 第2号区域